

中央労基協 Report 令和3年3月

中央労働基準監督署管内労働災害発生状況 (1月末現在速報値)

中央労働基準監督署

中央労働基準監督署年末年始無災害運動（令和2年12月15日～令和3年1月15日）への皆様方のご協力ありがとうございました。

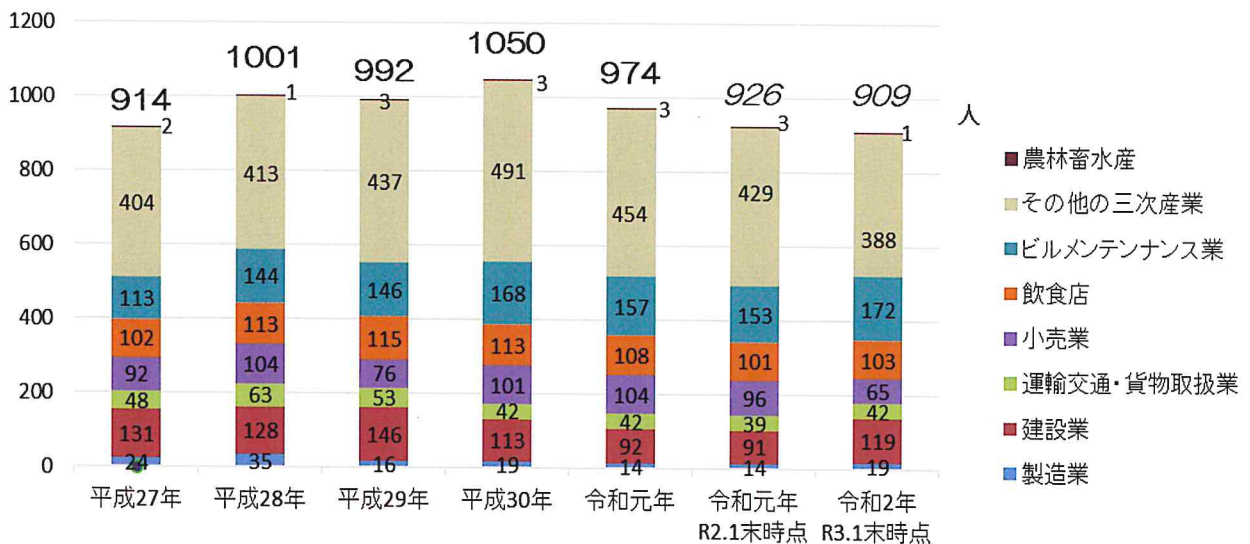
第13次東京労働局労働災害防止計画（平成30年度から令和4年度）では、～Safe Work Tokyo～の下、計画期間中に死傷災害を5%減少、死亡災害を15%減少させることを目標に労働災害防止対策の推進に取り組んでおります。引き続き、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

■ 中央労働基準監督署管内労働災害発生状況（1月末現在速報値）

死傷災害発生状況	
令和2年	909人
令和元年	926人

死亡災害発生状況	
令和2年	4人
令和元年	3人

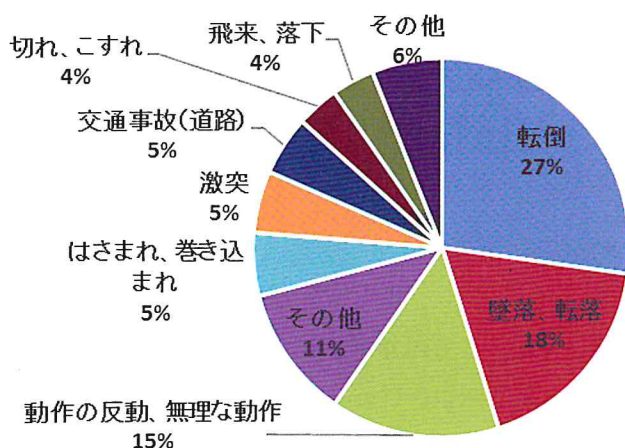
■ 業種別災害発生状況の推移



中央労働基準監督署管内における休業4日以上死傷災害は、増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいで推移しており、近年において減少傾向は見られません。令和2年についても、コロナ禍の影響で経済活動が大きく落ち込んだ時期があったことを考えますと決して安心できる数字ではありません。

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：(公社)東基連） 中央労働基準協会支部
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

■ 事故の型別災害発生状況（令和2年）



「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」による災害が半分以上を占めています。

最も多く発生している転倒災害防止のため、「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく対策の推進をお願いします。



現在、中央労働基準監督署では、「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」のリーフレットを窓口等で配布し、新型コロナウイルス対策の実施をお願いしています。皆様方のご協力をお願いします。

また、毎年1回の定期健康診断とストレスチェックの実施状況の確認を郵送にてお願いしています。文書が届いた場合にはご報告をお願いします。

36(サブロク)の日

～36協定届の出し忘れはありませんか？～

3月6日は「36(サブロク)協定の日」です。これは、全ての職場でより良い働き方を実現するために、長時間労働の是正に向けた機運をはかり、多くの人に「働き方」や「働くこと」について考えてもらうことを目的として、日本労働組合総連合会(通称・連合)が制定し日本記念日協会に登録されているものです。

4月に新年度を迎え、36協定を新たに締結する、また更新する事業場も多いと思います。届け出ることを忘れのこのことのないよう、今一度確認してみたいはいかがでしょうか。

なお、4月から36協定届の様式が新しくなります。お間違えの無いようご注意ください。

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、
労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※
に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、
業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
(項目「5 労災補償」)をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

- 療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。
- 給付日：休業4日目から
 - 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
*原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.11)

東京労働局外国人特別相談・支援室は、JR・東京メトロ四ツ谷駅前の外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）※内にあり、外国人材を円滑に活用できるよう、外国人労働者を雇用する事業主等向けのセミナーや訪問支援を実施しています。また、労使を問わず労働条件・安全衛生管理に関する相談を受け付けています。

※ 外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）は、外国人の在留を支援するための政府の多様な窓口が集まって、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。また、外国人在留支援センターに入居する機関が連携して、外国人の在留に関する様々な相談対応や支援施策を実施しています。

【相談内容の例】

- ◆ 解雇、賃金不払、労働時間等、労働基準法や最低賃金法に関する相談。
- ◆ 雇止め、職場のいじめ等、労働基準法違反以外の労使紛争に関する相談。
- ◆ 外国人労働者向けの安全衛生教育用資料・教材・教習機関等の紹介等、安全衛生管理に関する相談。

【対応言語】

日本語、英語、中国語（日によって対応言語が異なります）

【開庁時間】

午前9時00分～午後5時00分

土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

【相談方法】

面談、電話による相談のほか、安全衛生管理についてはメールでも相談を受け付けています。外国語の面談相談をご希望の場合は、対応日をあらかじめ電話でご確認ください。

◆所在地 〒160-0004

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階

外国人在留支援センター内（各線四ツ谷駅徒歩1～3分）

◆TEL 0570-011000（FRESC ナビダイヤル※）

※相談機関の番号2を選択後、労働相談は1、安全衛生管理相談は2。

03-5363-3013（一部のIP電話または海外からはこちら）

◆安全衛生管理専用フリーダイヤル 0120-816703（安全衛生以外は非対応）

◆安全衛生管理専用メールアドレス（下記ホームページをご覧ください）

<http://www.toukiren.or.jp/fresc/>

【その他】

◆外国人特別相談・支援室ホームページ

<https://site.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/fresc.html>

◆厚生労働省が開設している外国語による労働相談窓口（全国）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

◆労働基準監督署・総合労働相談コーナー（全国）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/index.html>

～『雇入れ時の安全衛生教育』の受講をお勧めします～

東基連 中央協会支部

新しい環境で、快適な職場生活を送るために基本となるものが、働く職場における日々の安全衛生です。

「雇入れ時の安全衛生教育」は労働安全衛生法（第59条、同規則第35条。条文の内容は次頁に掲載）で定められており、必ず実施しなければならない教育です。

この教育は、生活の基盤となる職場で、ケガをしたり病気になるようなことがないように、充実した毎日を送るために知っておかなければならない「安全衛生の基本」を教育します。また、新規採用者や中途採用者すべての従業員が対象となっており、パートタイマーやアルバイトといった短時間勤務の方に対しても、必要な教育です。

安全衛生という言葉は、製造業、運送業または建設業にだけ適用されるのではなく、すべての事業で実施する必要があります。

最近ではメンタルヘルス不調で休職、離職をする人が増えております。またコロナ禍等でテレワークが増え不調を抱える方が少なくありません。

法律で定められ、すでに制度として始まっているストレスチェックは、このメンタルヘルス不調となることを初期段階に気付き、重篤化を未然に防止することを目的としています。

このような背景から、これまでなおざりになりがちであった労働安全衛生分野ですが、従業員のメンタルヘルスの保護や、働き方改革でも注目される長時間労働との関連性も深く、企業も意識して取り組むことが喫緊の課題と言えます。またこの分野に取り組むことは、多くの企業が悩んでおられる従業員の定着にもつながるという効果が期待できます。

4月に新規採用者を迎える企業の皆様、ぜひこの機会に中央支部主催の「雇入れ時安全衛生教育」を受講することをお勧めします。

またすでに自社で安全衛生教育を行っている企業の皆様にも、当支部にて使用しているテキストの販売もしております。是非活用してはいかがでしょうか。



雇入れ時の安全衛生教育



VIII 暑熱対策 10 感染症を広げない

暑熱対策が実施されているにもかかわらず、熱中症による死亡や重症化の事例は増加傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行も、暑熱対策の重要性を改めて示しています。

暑熱対策の主な広がり方と種類

広がり方	種類	実施する場所
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第1号
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第2号
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第3号
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第4号
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第5号
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第6号
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第7号
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第8号
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第9号
暑熱対策	暑熱対策の推進	労働安全衛生法第59条第2項第10号

暑熱対策の推進は、暑熱対策の推進だけでなく、暑熱対策の推進も必要です。暑熱対策の推進は、暑熱対策の推進だけでなく、暑熱対策の推進も必要です。暑熱対策の推進は、暑熱対策の推進だけでなく、暑熱対策の推進も必要です。

雨降感染 減らすには

接触感染を防ぐために

手洗い

消毒

<根拠条文：労働安全衛生法より>

●労働安全衛生法第 59 条から

労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

●労働安全衛生規則第 35 条（雇入れ時等の教育）から

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第 2 条第 3 号に掲げる業種の事業場の労働者については一部教育を省略することができる。

・派遣労働者の取り扱いについて

派遣労働者については、雇入れ時・作業内容変更時（派遣時）の安全衛生教育は派遣元に、危険有害業務に従事しうるものに対する特別教育は派遣先に実施義務があります。

■ 中央労働基準協会支部 講習会開催予定（令和3年3月～7月）

令和3年2月18日現在

講習名		月 日	3月	4月	5月	6月	7月	
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習					23～25日		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習					3・4日		
	有機溶剤作業主任者技能講習		10・11日					
	石綿作業主任者技能講習						8・9日	
教特育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育 (酸素欠乏症・硫化水素中毒危険作業にかかる特別教育)					10日		
法定講習等	安全衛生推進者養成講習				13・14日		5・6日	
	衛生推進者養成講習		15日	28日		18日		
	安全管理者選任時研修		3・4日		27・28日		1・2日	
	雇入れ時の安全衛生教育			12日 14日 19日 23日 26日				
受験準備	衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日	22～24日		24～26日		14～16日	
		第2種2日	22～23日		24・25日		14・15日	
生安その他	熱中症予防管理者(指導員)研修				10日	15日 29日		
人事労務講習等	新規労務担当者向け実務講習				17・18日			
	労働保険(年度更新)・ 社会保険(算定)事務手続講習					9日		
	実務	労災保険実務講座【2回セット】						7日 12日
		雇用保険実務講座			21日			
大会	中央安全推進大会(文京シビックホール)					22日		